

ロック自由論の独自性について

佐々木拓

はじめに

近世初期において、デカルトやブラムホールを代表とした自由意志論者が考える人間の自由とは「事物の因果的決定を受けずに行為を選択、実行できる」ということであった。そのためには、単に自分が意志した通りに行為が生じるだけでなく、行為を生じさせる意志自体が自由でなければならない、すなわち、「自由意志」こそが自由の条件とされた。しかし、ロックは著書 *An Essay concerning Human Understanding*¹において、自由意志の存在を否定し、意志が意志以外の何ものかによって決定されていたとしても、人間は自由でありうると主張した。このような考えはロックに始まるものではない。例えば、ホッブズは、行為が欲求によって決定されているという事実と人間の自由が両立すると主張していた。ホッブズは「意志の通りに行為が生じること」すなわち、「外的障害の不在」こそが人間の自由である、と自由の意味を解釈することによって、両立論を可能にしたのである。それでは、ホッブズ同様、意志が意志以外の何ものかによって決定されること、すなわち「意志の決定」を主張したロックもまた、ホッブズと同じ方法を採用したのであろうか。答えは否、である。ロックは自由に関して「外的障害の不在」のみならず、「選択された行為が実行可能であるだけでなく、その逆、すなわち行為の差控えもまた実際に実行可能でなければならない」と述べる。ロックの自由論はこの条件(これ

¹ 以下 EHU と略

を行為の「回避可能性」と呼んでよいだろう)の故に、ホッブズの自由論と大きく異なるのである。

しかし、ロックの自由論は回避可能性という条件のために矛盾を抱えていると批判を受けた。というのも、この条件こそがロック自身が否定する自由意志論者の主張だからである。もし、意志が先行する何ものかによって決定されているとしたら、意志から必然的に導かれる行為は回避不可能である。それゆえに、自由意志論者は意志が決定されていることを否定し、自分以外の何ものにも決定されることなしに自律的に行為を決定する、という意味での「自由意志」の存在を主張したのである。従って、ロックが主張する「意志は自分以外の何かによって決定される」ということと「行為が回避可能である」ということは両立不可能である。

それでは、ロックは矛盾した議論を行なっているのであろうか。仮に、ロックの議論が矛盾をはらんでおり、かつ意志の決定を擁護するならば、ロックの自由論は結局ホッブズの自由論、すなわち「外的障害の不在」という自由と同じものになってしまうであろう。また、意志の決定を否定し、自由意志を擁護するならば、ロックの主張は従来の自由意志論者のものと変らないものになってしまう。このように、ロックが自由の条件とした2つの主張のいずれかを否定することは、ロックの自由論の独自性を失わせることになる。加えて、ホッブズの「欲求が行為を引き起こす」という考えは、行為の責任を帰する「行為主体」の概念が欠落している、というように批判されているし、また、自由意志論者の「自由意志」という考えは「人間」という主体の中に「意志」というもうひとつの行為主体を想定していると批判される。もし、ロックの自由論がいずれかの考えに還元されるならば、ロックもまたこれらの批判を正面から受けることになる。

本論の目的は、ロックの自由論の独自性を確認することにある。そのために、まずロックの自由に関する主張を詳しく見ながら、ホッブズ流の両立論と自由意志論のそれぞれに対して、共通点と相違点を確認する。その後、ロックにおける「意志の決定」と行為の「選択」の2つの主張が整合的に扱えるかどうかを検討する。そして最後に、この問題に肯定的な答えを提出可能なことを示すことによって、ロックの自由論がホッブズ流の両立論と自由意志論への批判を克服した独自のものであることを示したいと思う。

ロックによる自由の定義

外的障害の不在

ロックはEHUにおいて自由を以下のように定義している。

[引用1] 人が思考するか思考しないか、動かすか動かさないかを自分自身の心の選択、すなわち指示に従って行なうことが可能な限り、その限りで人は自由である。
[しかし]実行と差し控えが等しく可能でない時は何時でも、行なうことと行なわないことが、それを指示する心の選択に従って等しく生じない時は何時でも、彼は自由ではない。もしかしたらその活動は有意的²であるかもしれないけれど。(EHU II. xxi. 8 p. 237)³

[引用2] 他方、自由とは、個々の活動を行なったり差し控えたりする人間の持つ力だが、その実行もしくは差し控えが心の中で実際に選択される通りに(これは彼自身が意志する通りに、ということと同じだが) 活動を行なったり差し控えたりする、人間の持つ力である。(EHU II. xxi. 15 p. 241)

引用1の前半部分及び引用2はほぼ同じ内容を意味している。すなわち、自由とは、活動に対して外的な障害が存在せず、自らの意志通りに活動が生じていることである。これはホブズが定義する自由の定義と同じで、特に引用2はホブズのもとと非常によく似ている。参考にホブズによる自由の定義を見てみよう。

[引用3] 私がそれを行なうと意志すればそれを行ない、差し控えると意志すればそれを差し控える、というのが、私があることをするのに自由である、ということである。(Hobbes, 1655, sec. 3 p. 16)

ホブズは同時に自由が「活動者の本性的、内在的性質に含まれない障害が何一つ存在しないこと」だとも明言している(ibid. sec. 29 p. 38)。この2つの主張を考えあわせると、ホブズの言う自由は「人がある行為を意志した時、行為者の外部に障害が存在せず、意志通りに行為できる」ということ以上のことを含まない。ホブズは、意志とは

² 本稿では voluntary に「有意的」、volition に「有意」の訳をあてる。

³ 以後、EHU からの引用は巻・章・節をそれぞれローマ数字大文字、ローマ数字小文字、アラビア数字で示す。また、Nidditch 版のページ数を付記する。原文でイタリックの部分は強調とし(ただし、“Idea”の語は除く)、筆者による強調は下線とする。また[]は筆者による補足。以後の引用でも同様である。

「相対する意欲(appetites)の継起の内の最後のもの、そして行為を行なうことの直前にあるもの」だと述べた上で(ibid. sec. 27 p.37)、「意志の原因は意志それ自身ではなく、意志する人の傾向性にはない何ものである」と意志が意志以外の何ものであるかによって決定されることを主張している。しかし、ホッブズのこの意志の決定は、自らの主張する自由の定義と何ら矛盾しないものである。なぜならば、たとえ意志が決定されていようと、欲求の通りに行為が成立していさえすれば、その人は自由であると言えることができるからである。かくして、ホッブズにおいて行為の決定と人間の自由は両立する。これがホッブズ流の両立論のモデルである。

ロックは意志の定義においてホッブズと意見を異にしているものの[注: ロックはホッブズのように意志を欲求の特殊なケースとは考えず、意志と欲求をあくまで別個のものとして考えている(EHU II. xxi. 30 pp. 249-50。)、ホッブズ同様、意志が意志以外のものに決定されることを認めている。

[引用4] では、我々の活動に関して、意志を決定するものは一体何か、という探求に戻ろう。これに関して考え直してみると、私が想像したいのは、(中略)人が現在その下にある、ある(そして大抵の場合は最も切迫した)落ちつかなさである。これが次々に意志を決定し、我々の実行する活動へと我々を向かわせるのである。この落ちつかなさを、我々は、実際そうであるように欲求と呼んでよいだろう。(EHU II. xxi. 31 pp. 250-1)

引用4によれば、我々の意志は欲求によって決定され、そして外的な障害がなければ当然のごとく意志の通りに行為が決定される。ホッブズが欲求が直接行為を決定すると考えていたのに対し、ロックは欲求とは別個な意志という作用を考えていた、という点に差異はあれ、ロックもまた「行為は欲求によって決定される」と考えていたと言える。もし、ロックがホッブズと同じ意味で自由を捉えているのならば、ロックの自由論もまたホッブズ同様両立論的と考えることができるだろう。

しかし、ロックは「外的障害の不在」のみで人間の自由が成り立つとは考えていない。引用1の後半部分で示されているように、ロックは人が自由であるためには「実行と差し控えが等しく可能」であることが必要であると論じている。つまり、人間が自由であるためには、何らかの行為が心に浮んだ際、単にそれを実行することが可能なだけでは

なく(この時点でホッブズの自由は達成される)、その行為を差し控えることが可能でなければならない。ある行為について「実行する」、「差し控える」のいずれかを選択することが自由には必要である、とロックは考えるのである。

自由には選択が必要である、ということをホッブズが全く考えていなかったわけではない。ホッブズは人間における自由な行為を、単に欲求から行為が産み出される動物の行為とは区別して、熟慮に引き続いて生じた行為と定義することによって、自らの思想の枠組みの中で「行為の選択」を説明しようとした。ホッブズは熟慮を、「ある行為に対する欲求とそれを差し控えようという嫌悪の情念が交互に継起すること」と解釈し、この交互に生起する欲求と嫌悪のうち的一方が行為を決定すると考えることで「行為が選択されている」と考えることは可能であると論じたのである(Hobbes, 1665, sec. 26-8 pp. 37-8)。

ロックの場合もしばしば欲求と嫌悪(厳密に言えば、ロックの場合は差控えの欲求)の葛藤によって行為が決定されると解釈されるが⁴、ロックの言う選択の意味がホッブズとは大きく異なるのは、「有意的ではあるが自由でない行為」の例として次のような事態を考えていることから明らかである。

[引用5] ある男がぐっすりと眠っている間にある部屋へ連れ込まれたとしよう。そこには彼が会って話をしたい人がいるが、その部屋はしっかりと鍵がかかっていて、彼には抜けだせる力がない。彼は目覚め、非常に望ましい人の前にいることを知り、喜ぶ。彼は喜んでここに留まった、すなわち、立ち去ることより留まるのを選んだ。
(EHU II. xxi. 10 p. 238)

この男は部屋から出ていくことができないが故に、「部屋を出ていく」「部屋に留まる」という行為に関して「自由ではない」とロックは明言している(ibid.)。仮に、この男に「部屋を出ていく」という欲求と「部屋を出ていきたくない」という嫌悪が生じたと想定しよう(この想定があり得ないという根拠はないだろう)。ホッブズの定義に従えば、男は熟慮の後に行為したとみなされ、従って、ホッブズならばこの男の行為を自由であると認めるだろう。しかし、ロックは男は自由ではない、と述べている。この差異は注

⁴ 近年で代表的なのはロウ。Lowe 1995 を参照。

目に値するだろう。そして、この差異は、ロックが行為の選択と言うものをホッブズと同じには考えていない、という点に起因しているように思われる。そこで、次節では、ロックが「行為の選択」をどのように考えていたのかを見ていくことにする。

「選択」——欲求による意志決定の保留——

ロックによれば、我々の意志は欲求によって決定され、さらにその結果として行為が生じる。しかし、もし全ての行為に関して欲求が必然的に意志を決定し、すなわち欲求によって因果的に意志作用が引き起こされ、その結果行為が生じるならば、我々は常に欲求のままに行為することになり、我々には行為の選択は不可能になる。そこで、ロックは人間に欲求による意志決定を保留する力があると想定し、この保留の力によって熟慮が可能になると述べる。

[引用6] というのも、心は大抵の場合、経験において明らかだが、心のもつある欲求の実行と満足を保留する力、そして全ての欲求を次々に保留する力をもつ。そして欲求の対象を考え、全ての側面から検討し、他の欲求と考量する自由にある。人のもつ自由はこのことに存するのである。(EHU II. xxi. 47 p. 263)

引用6によれば、ロックは明らかにホッブズ同様、熟慮によって自由が達成されていると考えている。しかし、ロックは熟慮が意志の保留によらなければ実行不可能と考えている点でホッブズと異なっている。つまり、ロックとホッブズとの差異とは、「欲求による意志の決定を保留する力」をもって、欲求から行為に至る因果的な過程を中断させている点なのである。欲求の意志決定を保留することによって、初めて行為者は行為を遂行するか、差し控えるかを選択する機会を得るのである。

また、熟慮が行為の結果の比較考量である、ということも注目すべき点である。ホッブズの考える熟慮は単に行為に対する欲求と嫌悪が代わり代わりに生起するということのみを意味するものであるが、ロックは熟慮を欲求とは切り離し、行為の結果の考量という知性的なものとして捉えた。人は熟慮の間、その行為が本当に我々に善をもたらすかどうかを検討し、行為を差し控えた場合の結果と比較する。そして、熟慮が終了した時、もし行為を実行する方が善が大きければ我々は行為し、差控えの方が善が大きければ我々は行為を差し控える。このような過程を経て行なわれた行為を、ロックは自由な行為とみなしていたと考えてよいだろう。

ロックは欲求による意志決定の保留に、「不適切な呼び名ではあるが」と断わりながらも、「意志の自由」が存すると述べていることを考えあわせると(ibid.), ロックの自由論はホッブズ流の両立論というよりも、むしろ自由意志論者のそれに近いように思われる。というのも、一旦欲求による必然的な意志の決定を保留によって中断させ、行為の結果を考量した後に、その結果に従って行為するということは、結局は、意志は最初に心に生じた欲求によっては決定されていないことを意味するし、さらに、ロックが「知性が直接意志に作用することを明確に否定している」ことを考えあわせれば(EHU II. xxi. 18 p. 242)、欲求を保留し熟慮をした後に行為を生じさせる意志は、知性にも決定されないと考えられるからである。

ただし、ここで注意したいのは、ロックの「行為の選択」がいくら自由意志論者のそれに近いものと考えることができたとしても、それは決して同一であるとは言えないことである。ロックは自由意志論者のように、意志が、あらゆる作用からの影響を一切受けず無差別的に、自律的に行為を選択できるとは考えていない。ロックは熟慮の後の意志決定という場合さえも、意志を決定するのはあくまでも欲求だと考えているからである。

[引用7] ここでは、人は提案された物事がそれ自体本性として、そして結果として自らの幸福を構成するかどうかを検討してしまうまで、それに対する是非を決定することから彼の選びの作用を保留するだろう。というのも、彼がいったんそれを選んだならば、それは幸福の一部となり、欲求を生じさせ、そして欲求が彼にそれにつり合った落ちつかなさを与え、その落ちつかなさが意志を決定し、そして機会があるごとに彼が選んだものを追求するようにその人をはたらかせるからである。

(EHU II. xxi. 56 p. 270)

ロックの考える熟慮においては、単に行為の実行と差控えの結果の考量、すなわちどちらがより大きな善をもたらすか、という信念が形成されるだけでなく、その信念に対する欲求もまた形成される。熟慮によって十分に結果が検討され、行為の結果に見合った落ちつかなさが形成された後に、その落ちつかなさによって意志決定が行なわれる、というのがロックの考えるプロセスである。

ロック自由論の独自性

結局、ロックの自由論はホブズや自由意志論者のそれとはどのような関係にあるのだろうか。まず、ロックの自由論は、行為を産み出す意志が先ずもって生じた欲求、もしくは熟慮の後で生じた欲求によって決定されると論じることによって、決定論的な側面を備えているように思われる。ロックはこのことによって、自由意志論者の主張する「自由意志」という存在を否定した。自由意志とは、欲求や知性といった意志以外のものの全ての影響を受け付けず、自律的に自らの作用を決定するような意志である。ロックはこのような意志は「無差別な意志」とであると批判し(EHU II. xxi. 48 p. 264)、意志は常に欲求によって決定されると主張した。というのも、自由意志という存在は、そもそも行為および意志決定の主体となるべき人間のなかに、「意志」というもうひとつの意志決定主体を想定することになるからである。ロックは人間の心の作用を行為の決定に携わる意志と思弁的な思考に携わる知性とに区別しているが、自由意志論者の論じる「意志」とはこの2つの作用を兼ね備えたものだといえることができる。もしそうならば、意志も知性も持ち合わせた人間の中に、さらにもう一つの「意志」と「知性」を持った「意志」という存在を想定することになってしまう。ロックは「欲求によって決定されるもの」と意志のはたらきを限定し、行為に際して意志と知性の役割を厳密に分割することによって、自由意志論者に向けられた「主体の二重性」という批判を克服しようとしたのである。

また、自由意志論者の意志決定の方法には「行為の理由を説明することができない」という欠点も指摘されている。というのも、もし、知性にも欲求にも従わない「意志」が行為を決定するならば、その意志は盲目的なものであり、我々は「なぜその行為が行われたのか」という問に対して、「意志が決定したから」と答えるしか術がなくなるからである。ロックは「意志が欲求によって決定される」と論じることによって、この批判をも克服しようとしたと考えられる。ロックの自由論では、行為を決定した欲求、さらにはその欲求を引き起こした熟慮に言及することによって、行為の理由、原因を説明することが可能になるのである。

ロックはこのようにして自由意志論者の欠点を克服する一方で、欲求による意志の決定を保留する力を人間に認め、熟慮の後に行為を決定することを人間の自由と考えるこ

とで、ホッブズの決定論が持つ欠点もまた克服している。それは、行為の主体の欠如という問題である。ホッブズは人間の行為が欲求によって決定されると考えているが、もし、欲求によって必然的に行為が決定されるのであれば、つまり、欲求によって因果的に行為が引き起こされるのであれば、行為は欲求によって自動的に産み出されるのであり、人間が主体的に産み出すものではなくなってしまう。ロックはこのような決定論に対する批判を回避している。

このことは、熟慮が何時終了するのか、という疑問に答えることによってより明確になるだろう。ホッブズの場合、熟慮は欲求と嫌悪の継起の中でどちらかが行為を引き起こすことによって終了する。行為が行なわれるか、差し控えられるかは、継起する欲求と嫌悪の葛藤の末に自動的に決定されるのである。この時、行為が熟慮に基づくとは言っても、人間が主体的に行為を決定するという考えはみられない。行為における主体性の欠如は、行為の結果生じた道徳的責任の帰責の問題に関わる。行為に主体性が存在しないのならば、行為の責任を誰かに帰すると言うことが可能だろうか。

これに対してロックは熟慮の終了に際して、意識的な決定を想定しているように思われる。実際には、ロックは熟慮において行為を全ての側面から検討する、と述べているものの、いつになれば熟慮が終了するのかを明確に示していない。そこで、V. チャペルによるならば、我々は、ロックの「欲求を保留する力」という想定に加えて、一旦保留した欲求の解除を命じる力をも仮定することができるだろう(Chappell, 1998 p. 99)。欲求を保留し、行為の結果の検討を行なった後、再び行為に対して行なうか差し控えるかを命じ、熟慮を終了させるのは、行為主体による意識的な意志の決定である。その後の欲求に従って行為が生み出されるとは言え、熟慮を意識的に終了させることによって、我々は行為に対する主体性を確保できる。ロックがこの意識的な熟慮の終了を、我々の行為が誤る原因のひとつと考えていたことも、熟慮の意識的な終了に行為の主体性が存することの証左だと考えることができよう(EHU II. xxi. 56 p. 271)。

以上のことから、ロックは自由意志論と両立論の長所をとりいれつつ、それぞれが抱える欠点を克服していると言うことができる。しかし、ロックの議論は一見矛盾しているようにも見える。というのも、先に述べた熟慮の意識的な終了という考えは「意志が意志以外の何ものかによって決定される」という決定論の立場と抵触するように思われ

るからである。そこで、次章ではこの問題の考察を行ないたいと思う。

ロック自由論の検討

ロックの両立論的側面と自由意志論的側面が矛盾していることに関しては、これまで多くのコメンテーターが言及している。前章の考察を基にするならば、「すべての意志が欲求によって決定されている」という主張と「欲求による意志決定の保留」および「熟慮の意識的終了」という考えは矛盾するのではないか、という批判がロックに対してなされると考えられる。ここで問題となるのは、欲求の保留および熟慮の終了が意志によってなされるかということである。というのも、もし、欲求の保留および熟慮の終了が意志によってなされるならば、いかに熟慮の後も行為が欲求によって決定されるとしても、我々は結局は、先行する何ものかによって決定されない意志に従って行為していることとなり、これは「意志が決定されている」ということと矛盾するからである。

このことに関して、チャペルは、次の2通りの場合を考える(Chappell, 1988)。第1は、欲求の保留と保留の解除による熟慮の終了が、先行する意志以外の何かに決定されない意志のはたらきよることを認め、ロックの議論が矛盾を含むものであることを認める、という場合である。ロックはEHUにおいては「人間には欲求による意志の決定を保留する力がある」と述べるのみで、欲求の保留と解除が意志に基づく行為であるかどうかについては一切明言していない。しかし、チャペルは、ロックは保留が意志によるものと認めるだろう、と主張する(Chappell, 1998 p. 99)。

もう1つは、欲求の保留と解除が意志の決定とは矛盾しない、という場合である。それは、保留と保留の解除にそれぞれを命じる意志を仮定し、それらの意志もまた欲求によって因果的に決定されていると考える方法である。我々が行為する際には、複数の意志を同時に行なっているのであり(Chappell, 1998 p. 93)、その各々の意志の作用は欲求によって引き起こされていると考えても不都合はないと考えられる。

チャペルは結局、ロックのテキストからはこの2つの見方のうちどちらが正しく、どちらが間違っているかを決めることはできない、と言う。しかし、ロックが「人が意志することに
関して自由であるような事例が存在する」と述べていることをもって、ロックは前者の立場を採っていると結論するのである(Chappell: 1998 p. 102)。チャペルの結論に従えば、ロックは完全には意志の決定論をとっていないことになる。ロックの自由論

では、保留および保留の解除を命じる意志は、先行する欲求の決定を受けておらず、その結果、決定論的な側面と自由意志論的な側面は矛盾していると考えられる。

さらに付け加えるならば、チャペルのした仕方で意志の決定と欲求の保留とを両立させるのは、EHU における他の議論を考えれば不可能のように思われる。まず第一に、「保留を意志するように決定する欲求」の存在が経験的に保証されない。我々は「欲求を保留したい」という欲求を自分自身の中に感じるだろうか。また、我々が保留を解除して行為するのは、はたして「熟慮を止めたい」という欲求の結果と考えるだろうか。ロックは保留に関しては、「我々は、最大の善として真の幸福を選択し、追求する必要性によって、個々の事例において欲求の満足を保留するよう強えられる」(EHU II. xxi. 51 p. 266)と述べるのみである。もし、我々がこれらの欲求を経験しないのならば、ロックが「心の中にあるということは、知覚されるということである」と主張していることから(EHU I. ii. 5 p. 50-1)、実際知覚することができない欲求を想定することは、ロックの議論において好ましくないように思われる。

また、1 つの行為に対して複数の意志を想定し、かつその意志が常に自分以外のものに決定される、という議論はある種の不合理をはらんでいる。この不合理はロック自身が「意志する意志は存在しない」という主張を行う際に言及している(EHU II. xxi. 25 p. 247)。その不合理とは、この保留の場合に即して考えるならば、次のようなものになる。まず、基本的にすべての欲求が保留できると考えるならば、保留を意志する欲求もまた保留されなければならない。もし、保留が意志的行為であるならば、この 2 番目の保留もまた意志によってなされなければならない。意志は必ず意志以外のものによって決定されねばならないので、この意志を決定する欲求が想定されなければならない。この欲求も保留される可能性があるので・・・と、「意志が何ものかによって決定される」と主張する限り、無限の意志と欲求と保留とを想定しなければならなくなる。このような不合理を抱えるが故に、保留する意志が欲求によって決定されることはない。

以上のことから考えても、「保留および保留の解除が欲求によって決定された意志によって生じる」と考えることはロックの議論においては相応しくないと考えられる。となると、ロックの考える行為の決定プロセスにおいて、保留および保留の解除を生み出す意志は、仮に存在したとしても、先行する欲求に決定されるものではないと考えられ

る。

チャペルは自らの結論に従って、ロックは意志の決定に関する議論⁵を EHU から削除すべきだったと結論する(Chappell, 1998 p. 103)。確かに、先に述べた矛盾によって、ロックがホブズ流の両立論をとっている、とは主張できない。しかし、だからといって、ロックの行った「意志が意志以外のものに決定されている」という議論が全面的に否定されなければならない、ということにはならないように思われる。

ここで私は、ロックの用いた「決定」という言葉の意味に焦点を当てたい。ここまでの議論の中で、この「決定」という言葉は「因果的決定」を含意するものとして扱ってきた。チャペルが保留と「意志の決定」が矛盾し、その結果後者を退けるのも、すべての意志が先行する欲求によって必然的に決定されている、と考えるからである。決定論の文脈においては当然の事であろうし、ロック解釈においてもそうとるのが一般的である。しかし、ロックの議論における「決定」という言葉の意味は少々異なるように思われる。ここで、G. ヤッフエはロックの「決定」について以下のように言及している。

[引用9] かくして、我々が行為者の有意を決定したのは何か、と訪ねる時、我々が心に抱く決定の意味には2つある。そしてこれらをしっかりと区別しておくことが重要である。すなわち、我々は有意の直接の因果的決定要因を尋ねていることもあろうし、また、我々は行為者がなす選択を確定するようなある事実(例えば、善はどこに存するかについての事実)について語っていることもあるだろう。ここでの区別は一方での引き起こされると他方での依拠するとの区別であると考えることができる。(Yaffe: 2000 p. 36)

本論において問題になっているロックの「決定」とは後者の意味であると考えられる。その根拠として、ロックが意志を繰り返し「選択」「選び」と言い換えていること、ロックが厳密には「欲求が意志を決定する」とではなく、「欲求の落ちつかなさの大きさが意志を決定する」とも述べていることがあげられる。何より、ロックは意志の決定に際して次のように述べていることがあげられるだろう。

[引用10] 意志を決定するものは何か？という問題に対する真かつ適切な答えは心

⁵ 具体的には EHU 第2巻 21章 22-25節を指す

である。というのも、あれやこれやの個々の方向に指示する一般的な力を決定するのは、その所持する力を個々に応じて行使する行為者そのものに他ならないからである。(中略) 変化への動機は常になんらかの落ちつかなさである。落ちつかなさ以外には何ものも我々を状態の変化、新しい行為へと向かわせない。心にはたらしかけ、行為に向かわせる大きな動機のことを我々は簡便の為に意志の決定と呼ぶのである。(EHU II. xxi. 29 p. 249)

ロックはここで行為者自身が意志を生じさせ、その意志を決定する主体は行為者自身であることを認めている。さらには欲求による意志決定を「動機である」と断っている。これは、行為や意志が欲求によって必然的に決定され、欲求から因果的に生じているものではなく、欲求が行為の契機となることは認めつつも、行為は行為者自身の手によって決定され、実行されるものであることを意味している。

以上のことから、ロックの「欲求が意志を決定する」という主張は、あらゆる場合において欲求が意志を因果的に引き起こす、という意味ではなく、欲求の持つ落ちつかなさの大きさによって選択、すなわちとるべき行為の方向づけがなされる、という意味に解釈することが可能になる。このように解釈することによって、ロックが両立論を採っているとは言えないものの、少なくともロックの「意志が意志以外のものに決定されている」という主張を擁護することができるだろう。

また、先に、ロックは「意志の決定」を主張することにより自由意志論者に対する批判、すなわち「人間という行為主体の中に意志というもうひとつの主体を想定することになる」という批判を克服していると述べたが、この点はロックの「決定」を「選択の確定」と解釈することによって崩れることはない。というのも、ロックが意図したのは、知性や欲求の作用を一切受け付けない無制約的な「自由意志」を批判することであり、そのことは「意志が欲求によって因果的に決定される」という考えをかならずしも必要としないからである。批判されるべき自由意志を否定するには、欲求によって選択が確定される、ということで十分なのである。また、「行為の説明理由の欠如」という批判の回避に関しては、「決定」の意味の変更によっては何の影響もないと思われる。

以上の議論から、ロックの自由論は、両立論的、というよりは、自由意志論的な面が強いと言えよう。というのも、ロックが想定する保留およびその解除を行なう意志には先行するものが想定されていないからである。しかし、この意志は自由意志論者が想定

するような無制約的な意志、すなわち、知性にも、欲求にも従わないという完全に自律的な意志ではない。ロックは欲求による意志の決定ということで、意志を、知性または欲求によって提示された行為をするか、しないかを選択決定する能力に限定しているからである。ロックはこのように意志を限定することを通じて、「欲求による意志の決定」と「保留とその解除による行為の主體的決定」を両立させたと考えられる。

結論

繰り返しになるが、ロックの自由論はホブズ流の両立論というよりは自由意志論的な面が強い。とはいえ、ロックはホブズや自由意志論者の抱える欠点をうまく克服しているように思われる。もし、自由意志論者の言う通り、意志が何ものにも決定されず、意志に行為を選択する絶対的な力があるとするならば、我々は人間の中に二重の行為主体を想定することになるばかりか、我々の行為の理由が説明できなくなってしまうだろう。また、ホブズのように欲求によって行為が因果的に決定されてしまうならば、そこには行為を行なう主体の存在が抜け落ちてしまう。ロックは、欲求によって選択が決定されること、また保留および保留の解除によって行為する／しないを選択する力を心に想定することによって、これらの欠点を克服したと考えられる。ここにロック自由論の独自性が現れていると言えよう。

参考文献

- Locke, John, 1689: *An Essay concerning Human Understanding*, (ed. P. H. Nidditch, Clarendon Press, Oxford, 1979)
- 邦訳：大槻春彦訳『人間知性論』, 岩波, 1972-77.
- Bennett, Jonathan, 1994: 'Locke's Philosophy of Mind', in *The Cambridge Companion to Locke* (ed. Vere Chappell.), Cambridge University Press, pp. 89-144.
- Chappell, Vere, 1998: 'Locke on the Freedom of the Will', in *Locke* (ed. V. Chappell), Oxford University Press, pp. 86-105.
- Colman, John, 1983: *John Locke's Moral Philosophy*, Edinburgh University Press.
- Hobbes, Thomas, 1655: *Liberty and Necessity*, London, (in *Hobbes and Bramhall on Liberty and Necessity*, ed. by V. Chappell, Cambridge University Press, 1999).
- Jenkins, John J. , 1983: *Understanding Locke An Introduction to Philosophy Through John*

Locke's Essay, Edinburgh University Press.

Jolley, N., 1999: *Locke-- his philosophical thought*, Oxford University Press.

Lowe, E. J. , 1995: *Locke on Human Understanding*, Routledge.

O'Connor, D. J., 1952: *John Locke*, Penguin Books Ltd.

Polin, R., 1969: 'John Locke's conception of freedom', in *John Locke: Problems and Perspectives*, (ed. J. W. Yolton), Cambridge University Press, pp. 1-18.

Yaffe, Gideon, 2000: *Liberty Worth The Name--Locke on free agency*, Princeton University Press.

Yolton, J. W., 1970: *Locke and the Compass of Human Understanding*, Cambridge University Press.

太田可夫, 1985: 『ロック道德哲学の形成——力について——』, 新評論.

野田又夫, 1985: 『人類の知的遺産——ロック——』 p. 217-221, 講談社.

(ささき たく 博士後期課程 1 回生)